

合志市再犯防止推進計画

令和7年度～令和9年度
(2025年度～2027年度)

熊本県合志市
令和7年3月

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の支援対象者	1
5 重点課題	2
6 計画の推進	3

第2章 重点課題における取組

1 就労・住居の確保の取組	4
(1) 就労の確保	4
(2) 住居の確保	5
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進の取組	6
3 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組	8
4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	9
(1) 民間協力者の活動の促進	9
(2) 広報・啓発活動の推進	10

第1章 計画の基本的事項

■1 計画策定の目的

近年、刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数に占める再犯者の割合は高止まりしており、平成24年以降は45%を超える状況が続いています(令和5年度版再犯防止推進白書より)。平成28年12月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。))が施行されました。平成29年12月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「再犯防止推進計画」という。))が策定され、現在、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月閣議決定)に基づき各種施策が進められています。

また、熊本県では、令和3年度に「熊本県再犯防止推進計画」が、令和6年度には「第二次熊本県再犯防止推進計画」が策定されています。

再犯防止の取組を進めるにあたっては、一人ひとりが必要なサービスを受けられるよう、関係機関等が連携した体制を構築して支援していくことが求められます。また、犯罪をした者等が更生するために、地域に居住することや働くこと、学ぶことなど様々な活動において、支える側である地域住民の理解や協力なども重要です。

そこで、本市においても、「合志市自治基本条例」(平成22年3月4日条例第1号)の基本理念に基づき、市民、市議会及び市が一体となって参画・協働し、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより再犯の防止に繋げ、もって市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「合志市再犯防止推進計画」を策定します。

■2 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

■3 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)までの3年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取り組み状況等を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

■4 計画の支援対象者

本計画における施策(支援)の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等(犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者)とします。

また、本計画において、再犯の防止等とは、再犯防止推進法第2条第2項により、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)とします。

■5 重点課題

再犯防止推進法は、再犯防止のための施策を策定・実施していく上で、基本となる4つの「基本理念」を掲げており、これを踏まえ、国の第二次再犯防止推進計画では、目指すべき方向・視点として、5つの基本方針と7つの重点課題が設定されています。

国や県の基本方針を勘案するとともに本市の実情も踏まえ、犯罪をした者等が地域で孤立することなく、再び地域の一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、本市では次の重点課題に取り組みます。

【重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進
- 3 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- 4 民間協力者の活動促進及び広報・啓発活動の推進

《参考》

国の第二次再犯防止推進計画に提示されている 5 つの基本方針と 7 つの重点課題

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

■6 計画の推進

安全安心課が中心となり、就労、住居、福祉、地域安全、非行防止等に携わる関係部局と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国の機関、県、民間団体等と連携・協力を図り、積極的に情報交換等を行いながら、再犯防止に関する各種施策に取り組めます。

第2章 重点課題における取組

第1章で設定した4つの重点課題について、それぞれの現状や課題を踏まえながら、次のとおり取り組んで行くこととします。

■1 就労と住居の確保の取組

(1) 就労の確保

【現状と課題】

全国では、刑務所への再入者は初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約 7 割が再犯時に無職の者となっています。また保護観察終了時点の有職者と無職者について、保護観察中に再犯し、保護観察が終了した者の割合を比較すると、無職者は有職者の約 3 倍になっており、再犯の防止には就労の確保が極めて重要です。

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素です。一般的に、刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就職しても、基本的なマナーや人間関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合があります。

再犯を防止するために、就労を希望する者に対しては支援機関と連携し、相談及び情報提供を行い、就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な者には相談を受け付け、就労に向けた準備をする機会や場所を提供し、安定した就労状況の実現できる支援体制を確保します。

具体的な取組

【本市の取組】項目	内容	実施主体
合志市シルバー人材センター	高齢社会のなかで、健康で働く意欲のある 60 歳以上のかたが、知識・経験・技術等を生かし、シニアに相応しい様々な就業や社会奉仕、その他の様々な活動を通じて社会参加し、生きがいを見出し、地域社会に貢献していきます。	高齢者支援課
合志市就職相談会	就職を希望している市民を対象として、就職相談会を市役所で開催しています(月1回)。経験豊富なジョブカフェの就労支援員が、就職に関する様々な相談をお受けします。	ジョブカフェ・菊池ランチ (商工振興課)
こうしサポステ就労相談会	15歳から49歳のかたとそのご家族を対象に、就労に関する出張相談会を開催しています。(月2回)	たまな若者サポートステーション (福祉課)

生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	社会とのかかわりに不安を抱えている・就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施します。	福祉課
-----------------------	--	-----

(2)住居の確保

【現状と課題】

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。国によると、刑事施設を満期で出所した者のうち、約 4 割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そしてこれらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

更生保護施設等はあくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難な場合があるなどの課題があります。

再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や生活困窮者への自立相談支援事業を通じた住まいの確保の支援を行い、安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を提供できる支援体制を確保します。

具体的な取組

【本市の取組】項目	内容	実施主体
市営住宅での受け入れ	市営住宅の募集状況などについて、市広報紙やホームページなどで情報提供します。	都市計画課
居住支援事業	低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者など住宅の確保に特に配慮を要するものの(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、合志市居住支援協議会が住まい探し等に関する相談支援を行います。	都市計画課
住居確保給付金	離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失したかたまたは住居を喪失するおそれのあるかたを対象として、家賃相当分の給付金を支給することで、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	福祉課
生活保護制度(住宅扶助)	生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。	福祉課

■2 保健医療・福祉サービスの利用の促進の取組

【現状と課題】

高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、極めて短期間で再犯に至っているほか、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど、適切な支援に繋げることが大切です。

再犯防止のためには、関係機関との連携を強化し、高齢者または障がいがあるかなど特性に応じたサービスや支援の利用につなげる体制を確保します。

具体的な取組

【本市の取組】項目	内容	実施主体
高齢者の相談	高齢者等に関する総合相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。	高齢者支援課
障がいのあるかたの相談	身体・知的・精神の障がいの程度や特性に応じて、利用できる制度を案内し、障がい福祉サービス等による日常生活の支援や、医療費の軽減に係る支援等を実施します。	福祉課
女性・こどもの相談	様々な悩みを持つ女性や、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。	こども家庭課
こころの相談	専門の医師が、心の悩みをもつかたや心の病気のかたの対応にお困りのかたの面談相談を行います。	健康ほけん課
成年後見制度の相談	認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なかたが、手続きや金銭管理など自立した生活が送れるよう成年後見制度の利用促進を図ります。	高齢者支援課 福祉課
法律・行政・心配事相談	暮らしの中のさまざまな問題や悩み、心配ごとなどの相談に弁護士・行政書士・行政相談委員が対応します。	総務課
生活困窮に関する相談	家計不安、引きこもり、失業など、生活上の困りごとや悩み事についての相談を受け付けます。	福祉課

消費生活に関する相談	商品やサービスについての相談や苦情を受け付け、助言や斡旋を行います。また、専門の相談窓口の案内を行います。	安全安心課
重層的支援体制の整備	複合化・複雑化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげます。	福祉課

■3 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組

【現状と課題】

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する 14 歳以上 20 歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少が続いています。また、高校進学率が全国で 98%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は、中学校卒業までの者が多くなっています。

非行等により不登校になり、後に学校を中退する者もいることから、相談支援の充実を図ることが必要です。また、非行等を理由に通学・進学を中断したが、修学の意思のある者に対して、修学支援をすることが重要です。

また、学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に取り組む必要があります。

具体的な取組

【本市などの取組】項目	内容	実施主体
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援	市内小・中学校に県のスクールカウンセラーが配置されていると同時に、市では独自に教育相談員を配置し、学校の児童生徒だけでなく保護者も相談がしやすい環境を整えています。 学校や家庭での生活において課題を抱える児童生徒に対しては、各学校担当のスクールソーシャルワーカーが、その家庭やそれらを取り巻く環境に介入し、調整しながら、支援する取り組みの充実を図ります。	学校教育課
合志市地区学校等警察連絡協議会による情報共有	市内小・中学校及び市内にある県立支援学校の生徒指導担当者と、熊本北合志警察署等の関係機関が出席し、生徒指導に関わる情報交換等を行うことで、問題行動の未然防止に取り組んでいます。 また、必要に応じて熊本県警察スクールサポーターが各小中学校を回り、児童生徒が落ち着いた学校生活を送れるよう支援しています。	学校教育課 熊本県警察
合志市青少年育成市民会議による防犯活動	登下校中や夜間のパトロール、「子ども 110 番の家」の整備を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	生涯学習課

■4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

【現状と課題】

本市における再犯防止等に関する施策の実施は、犯罪をした者の指導・支援、犯罪予防活動等にあたる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会など、民間ボランティアの協力によって支えられています。

また、県内の様々な民間団体等では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動の更なる促進が望まれます。

しかしながら、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、活動を促進するにあたって課題があります。

具体的な取組

【本市の取組】項目	内容	実施主体
保護司の活動支援	菊池地区保護司会の活動資金の一部を負担し、活動を支援します。また、面談場所の確保を支援します。	安全安心課
保護司の担い手確保に関する支援	保護司の担い手確保を支援するため、菊池地区保護司会合志分会や熊本保護観察所の取り組みに協力します。	安全安心課
更生保護女性会の活動支援	合志市更生保護女性会へ補助金を交付し、青少年の健全育成の活動を支援します。	安全安心課
協力雇用主への支援	保護観察所に協力雇用主の登録をしている事業者に対し、土木、ほ装工事入札に参加しようとする者の客観的要素の総合値に、経営事項評価点数の加算を行います。	管財課
自主防犯ボランティア団体等の活動支援	各地区で活動しているボランティア団体等へ、防犯ベストや帽子等の防犯資機材を提供し、活動を支援します。	安全安心課

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会に孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、本市においても街頭啓発活動等を実施しています。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心と理解を得にくく、「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、市民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯防止等に関する活動についても、市民に十分に認知されているとは言えないことなどの課題があります。

具体的な取組

【本市の取組】項目	内容	実施主体
「社会を明るくする運動」の推進	法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に取り組み、犯罪や非行のない安全安心なまちづくりを推進します。	安全安心課
人権啓発活動	すべての人々の人権が、真に尊重される社会の実現を目指して、研修会や講演会の実施、啓発等、さまざまな学習機会の拡充や人権問題についての正しい理解と認識を深めます。	人権啓発教育課
各団体の周知・啓発	広報誌やホームページなどで、再犯防止等に関する取組を行う各種団体の周知啓発に取り組みます。	安全安心課

合志市再犯防止推進計画

令和7年度～令和9年度
(2025年度～2027年度)

発 行 熊本県合志市

企画・編集 合志市総務部安全安心課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地